

建築物省エネ法 認定申請手数料

(円)

申請の種別			技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの（直接申請）			
				誘導仕様基準（住宅） モデル建物法	標準計算（住宅） モデル建物法以外	誘導仕様・標準計算 併用法	
29条 (性能向上計画認定)	住宅部分	一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000	18,000	36,000	27,000
			200㎡以上	5,000	20,000	40,000	30,000
	住宅部分	共同住宅等	300㎡未満	10,000	35,000	73,000	54,000
			300㎡～2000㎡未満	21,000	60,000	122,000	91,000
			2000㎡～5000㎡未満	47,000	109,000	209,000	159,000
			5000㎡以上	85,000	166,000	299,000	232,000
			300㎡未満	10,000	92,000	242,000	
	住宅部分	非住宅部分	300㎡～1000㎡未満	17,000	118,000	303,000	
			1000㎡～2000㎡未満	28,000	155,000	392,000	
			2000㎡～5000㎡未満	85,000	251,000	559,000	
			5000㎡～10000㎡未満	135,000	328,000	689,000	
			10000㎡～25000㎡未満	171,000	395,000	815,000	
			25000㎡以上	213,000	463,000	929,000	

- ※ 変更認定申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1/2した額とする。
- ※ 複合建築物全体の認定申請手数料は、住宅部分と非住宅部分の額を合算した額とする。
- ※ 確認申請の併願をする場合、上記金額に確認申請審査手数料が別途加算される。
建築設備に係る審査が含まれる場合には、建築設備及び工作物審査手数料が別途加算される。